

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業を取り巻く関係者との利害関係を調整しつつ、株主の利益を擁護し、企業価値を最大化することが重要であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンス体制の構築とその更なる強化を経営課題と認識し、経営執行の過程において、取締役会の合議機能、監査役の監視機能、あるいは社内の業務分掌機能等を通じて、経営を客観的にチェックし、その透明性を確保し、経営の健全性・公平性につなげていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取り組み】

・当社は、幅広いステークホルダーとの協働、積極的な情報開示と透明性の向上に努めております。当社のサステナビリティの考え方や方針、取り組みについては、当社ウェブサイトをご参照下さい。 https://www.striders.co.jp/csr_sdgs/sdgs/sdgs.html
なお、人的資本や知的財産への投資につきましては、分かりやすく具体的な情報開示に向け、検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画の策定】

・事業環境等を総合的に勘案し、中期経営計画の策定に着手する予定です。

【補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者の後継者計画の策定】

・最高経営責任者である代表取締役については、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会で選定することとしております。取締役会は、現在、後継者計画についての具体的な監督は行っておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務】

・取締役会は、適切なリスクテイクを支えるため、取締役及び業務遂行部門責任者からの提案を歓迎しつつ、上程された提案につき、社外役員の意見を踏まえ、多角的かつ十分な審議を行っております。
なお、当社は、取締役の中長期的な業績に連動する報酬や自社株報酬等は採用しておりません。

【補充原則4 - 2 - 1 現金報酬と自社株報酬との割合】

・当社は、中長期業績連動報酬、自社株報酬等を設定しておりませんが、取締役個々の報酬については、代表取締役が報酬案を作成し、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会で慎重に審議し、決議により決定しており、客観性・透明性ある報酬制度を設計しております。中長期業績連動報酬、自社株報酬については、その導入に向けた検討を継続してまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

・当社の現在の独立社外取締役の人数は1名です。早期の独立社外取締役の増員を検討しています。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

・当社は、現時点においては収益計画や資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、事業環境等を総合的に勘案し、中期経営計画の策定に着手し、その公表をもってお示しする方針です。

【補充原則5 - 2 - 1 事業ポートフォリオの見直し状況】

・当社は、現時点においては事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めておりませんが、事業環境等を総合的に勘案し、中期経営計画の策定に着手し、その公表をもってお示しする方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

・当社は、当社の事業戦略、発行会社等との協力関係・提携関係等の維持・強化を通じた当社の企業価値向上に資すると判断した場合や事業開発を目的に、純投資目的以外の目的である投資株式を保有することがあります。当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、毎年取締役会で保有目的、取引状況、資本コスト等を勘案し、継続保有について検討します。保有の合理性は、事業機会の創出や発行会社との関係の維持・強化等の保有目的のほか、保有に伴う関連収益等も踏まえて総合的に検証し、中長期的な視点から保有の合理性が薄れたと判断した銘柄は、適切な方法にて売却、削減等を実施いたします。保有株式の議決権行使に対しては、投資先企業の企業価値向上の観点から判断し適切に行使用いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

・当社と取締役または執行役員との間の競業取引や利益相反取引については、会社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとしております。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、女性、外国人、中途採用者など、多様な人材の採用、起用を積極的かつ継続的に行い、それぞれの特性や能力を最大限に活かせる職場環境の整備やマネジメント層の教育などの取り組みを進めており、管理職や中核人材への登用等においても十分に多様性を確保しています。現状の状況(2023年7月14日時点)は、当社単体の従業員総数10名のうち、女性3名、外国人2名、中途採用者7名ですが、今後この比率の維持、拡大を目指してまいります。

【原則2-6 企業年金アセットオーナーとしての機能発揮】

・当社は、企業年金の積立を実施していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・当社は「挑戦する個人・企業を応援し、すべてのステークホルダーと感動体験を共有し、より良い世界を創造する」ことを企業理念に掲げ、「Stride With Challengers(挑戦者達と共に闊歩する)」というコーポレートスローガンを合言葉に、企業価値の最大化に向けて取り組んでいます。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

・当社は、企業を取り巻く関係者との利害関係を調整しつつ、株主の利益を擁護し、企業価値を最大化することが重要であるという基本的な考え方の元、コーポレート・ガバナンス体制の継続的な充実に取り組んでいます。今後、こうした取り組みやその枠組みを基本方針として定め、株主・投資家へわかりやすく開示してまいります。

() 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

当社は、報酬制度について「役員報酬規程」を定めています。

取締役の報酬については、当社グループの経営の特性に鑑みて、短期的な業績に加えて、中長期的な企業価値・業績向上への貢献および株主との価値共有を踏まえ、代表取締役が報酬案を作成し、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会において報酬額を決定しています。

() 取締役会が取締役の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

取締役会は、取締役候補者の選任を行うにあたっては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、本人の経験および能力に加え、当社グループの置かれている経営状況の変化や企業の社会的責任を考慮したうえで、当社の成長戦略を検証・決定し、その執行状況を適切に監督し、中長期的に当社グループの企業価値を向上させていくことができる者を選任します。また、取締役に、法令、定款、社内規定に違反した行為があった場合、その他、取締役に求められる役割・責務を果たしていないと考えられる事態が生じた場合、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会が当該取締役の解任を付議するのが妥当と判断した場合、株主総会に解任議案を付議します。

取締役会は、監査役候補者の選任を行うにあたっては、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験および能力を有する者を選任します。

株主総会に付議する監査役選任・解任議案は、代表取締役が作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。

() 取締役会が上記()を踏まえて取締役の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・解任理由については、株主総会招集通知に開示します。

【補充原則4-1-1 経営陣への権限委任】

・取締役会で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じ、具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長または業務執行部門責任者の決裁に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外役員の独立性基準は有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。

当社は、株主総会招集通知において、各役員の兼務状況を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会は2022年に続き、2023年2月から3月にかけて各取締役に対するアンケートを実施することにより取締役会の自己評価を実施いたしました。2022年4月から2023年2月の間に開催した取締役会を評価対象として、外部機関の協力を得ながら匿名性を担保したうえで、取締役5名(うち社外1名)および監査役3名(うち社外3名)計8名にアンケート(全40問)を実施・集計した結果、当社の取締役会は概ね実効的に機能しているとの評価を確認し、取締役および監査役に報告しております。今後も、毎年同時期に取締役会実効性評価を実施することにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指していきます。また、社外役員間で随時実施している情報連絡会において、取締役会の運営状況について意見交換を実施し、取締役会の実効性の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の見直しを検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。

また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のような施策を実施する方針としています。

()() 当社では、財務・経理本部長が財務経理担当や人事法務担当をはじめ、その他のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っています。

() 財務経理担当にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付け、社長、財務・経理本部長が説明を行う

ています。
() IR活動のフィードバックは、毎月開催される定時取締役会において行い、適切に取締役や監査役との情報共有を図っております。
() 株主・投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関する事項を対話のテーマとすることとし、インサイダー情報に言及しないよう、情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新興支援投資事業有限責任組合	1,529,706	18.22
早川 良一	483,900	5.76
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	358,700	4.27
株式会社ジャパンシルバークリース	290,200	3.46
福光 一七	155,100	1.85
大阪ランド株式会社	100,000	1.19
村瀬晶久	100,000	1.19
森川 いくよ	75,800	0.90
株式会社SBI証券	70,793	0.84
山本 文雄	70,100	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

上記の大株主の状況は、2023年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
当社は、自己株式514,109株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうるその他の特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
李 智賢	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

李 智賢	○	_____	李智賢は、上場企業や国内外における企業経営に関する豊富な知見を有しており、また会社役員や人材コンサルティング会社、大学院教員としてのキャリアを通じて、リーダー育成をはじめとした人材開発分野に携わってこられた経験を、当社の人的資本経営やダイバーシティ・インクルージョンといったサステナビリティ経営の推進に活かしていただけることを期待し、社外取締役を選任しております。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料の報酬を得たことのないこと (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること
------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	1	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	2	1	0	3	社外取締役

補足説明

その他3名は、社外監査役3名です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会において専門的、客観的見地から、適宜発言をおこなっております。また、業務執行部門から独立した社長室と連動し、社内各組織及びグループ全体のコンプライアンス(法令遵守)、リスクマネジメント及び会計処理の適正性、業務処理の妥当性の検証並びに改善への提言を行っております。なお、会計監査人との関係においては、定期的な監査のほか定期的に情報交換及び意見交換し、監査役会とより効果的な連携を求める等、監査役監査の充実を図っております。

内部監査は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の社長室(1名)を設置し、監査役会及び会計監査人と連携をとり、社内各組織及びグループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント、会計処理の適法性並びに業務処理の妥当性を検証し、代表取締役への報告の他、取締役会及び監査役会に対して随時、情報共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村瀬 晶久	他の会社の出身者													
亀井 孝衛	弁護士													
本田 琢磨	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村瀬 晶久	○	——	村瀬晶久は、経営者としての幅広く高度な見識と上場会社の豊富な経験、ならびに会社財務に対する深い知見を有することから、当社のガバナンス強化のための取り組みを牽引していただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこと (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること

亀井 孝衛	○	——	亀井孝衛は、弁護士及び公認会計士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこと (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと (4)定例の取締役会に出席ができること
本田 琢磨	○	——	本田琢磨は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、会社経営を統轄する十分な見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定しております。 当社は、次の条件を満たす者を取締役会の承認を得て、独立役員に選任しております。 (1)過去に当社の役員及び従業員(執行役員を含む)としての経歴がなく、役員報酬・給与・賞与・顧問料等の報酬を得たことのないこと (2)会社経営について高い見識を有すること (3)会社と特別な利害関係がないこと

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2015年9月18日と2018年12月7日開催の当社取締役会に基づき、以下の通り有償ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、当社の経営に直接かかわる者であり、業績向上に対する意欲や士気を高める事を目的としております。また、当社が掲げる業績目標に準じて、予め設定された基準を達成した場合にのみ、権利行使が可能となっております。

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は、弊社のホームページにおいても掲載されております。以下のURLをご参照ください。

https://www.striders.co.jp/ir/securities_report.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、固定報酬のみの報酬体系の下、役職毎にその役割と職責を踏まえた基準報酬指数を設定し、当該指数を中心とした一定の範囲内で経済情勢や会社業績の状況等より判断し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議によってそれぞれ決定するものとしております。当該手続きを経て取締役及び監査役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフはおりませんが、財務・経理本部にて適宜サポート体制を敷いております。また、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の議案について、事前に資料等を送付し必要に応じて説明を行い、予め十分な検討ができるようにしております。また、その他の重要な事項についても情報の伝達、資料送付、意見の聴取、調査・情報収集のサポート等を行い常に有効な環境の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 当社機関の基本説明

当社は、取締役会、監査役会設置会社であり、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役による監査という二重のチェック体制を取っております。また、社外取締役及び社外監査役が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、監査役、社長室及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、本体制を採用しております。加えて、独立した社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問機関として、取締役の指名及び個人別の報酬等の答申を行なっております。

(2) 当社機関の内容及び内部統制システム・リスク管理体制

イ. 当社機関の内容

取締役会は、取締役4名で構成され、議長に代表取締役社長 早川 良太郎が就任しています。現任の取締役は4名、うち1名は企業経営の豊富な経験と専門知識を有する社外取締役を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。

監査役会は、監査役3名で構成され、3名全員が独立性を確保した社外監査役であります。議長に常勤監査役 村瀬 晶久が就任しています。監査役会は、法令及び定款に従い、取締役の職務執行の監査を行っています。

指名・報酬諮問委員会は、早川 良太郎、早川 良一の社内取締役2名に、社外役員である社外取締役1名、社外監査役3名の計6名で構成することによって、客観性を維持しながら透明性のある審議を行なっております。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、内部監査部門として執行部門から独立した社長室、コンプライアンスの統括部署として管理本部が業務を執行するものとしております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制として、当社は、弁護士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を締結し、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について疑義が生じた場合は、適切な助言ないし指導を受ける体制を整えております。また、リスクマネジメント規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則規定を定めております。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

当社における内部監査は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の社長室(1名)を設置し、監査役会及び会計監査人と連携をとり、社内各組織及びグループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント、会計処理の適法性並びに業務処理の妥当性を検証し、代表取締役への報告の他、取締役会及び監査役会に対して随時、情報共有を行っております。また、当社の内部統制システムの運営状況の検証及び改善事項について提言を行い、当該システムの強化を順次進めております。

監査役監査は、定期的な監査のほか、経営上及び会計上の課題につきましても、社長室、会計監査人と連携をとりながら、効果的かつ効率的な監査の充実を進めております。なお、当社の監査役は、企業経営に関する豊富な知見、公認会計士や弁護士の資格を有するなど、財務及び会計並びに法律に関する相当程度の知見を有しております。

(4) 会計監査の状況

会計監査につきましては、Mooreみらい監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は2名で、7名の補助者（公認会計士7名）が監査業務に従事しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び社外監査役が、取締役会にて独立性の高い立場から発言を行い、客観的かつ中立的な立場から監督及び監視を行う一方で、監査役、社長室及び会計監査人が業務執行を把握できるよう連携を強化することで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていることから、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加頂けるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案し、スマートフォン等からのインターネット議決権行使が可能となる環境を整備しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社HPのIR情報 (https://www.striders.co.jp/ir/information.html) において、決算短信、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書及び決算説明資料、決算説明動画等を提供しております。 また、英文IR情報 (https://www.striders.co.jp/english/ir.html) において、海外投資家向けに決算短信等を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」、「社員行動規範」のほか、お客さまや従業員の個人情報保護の方針・規程、従業員の労働安全衛生の規程、株主・投資家関連では「内部者取引管理規程」等、当社グループのステークホルダーの立場を尊重するための規程等を定め、その遵守徹底に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	持続可能な事業を開発し、投資し、運営していくことで、多様性と包摂性に富み、人と社会にとって持続可能でより良い世界を創造することを目指しております。 サステナビリティに関わる活動については、当社HPのサステナビリティ (https://www.striders.co.jp/csr_sdgs/sdgs/sdgs.html) において、情報公開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方の概要

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス体制の基礎として、代表取締役は内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、その執行組織として下記b. に記載する部署を設置する。必要に応じて、規則・ガイドライン等の策定整備及び研修を実施する。

b. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、管理本部がコンプライアンスの統括的業務を執行する。

- c. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- d. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部者通報システムを整備し、内部通報制度規程に基づきその運用を行う。
- e. 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があるときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る社内文書・その他の情報については、文書管理規程等に定められた保存期間中、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で適切に保存及び管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程等を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会で定められた経営方針に基づき業務を執行する。
- b. 代表取締役が指名する取締役・業務責任者及びグループ会社の経営幹部により構成される経営会議を設置して、経営方針及び事業執行における具体的な指針等を取締役会及び代表取締役へ提言する。
- c. 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の担当分掌制を導入し、取締役会規程、組織管理規則において、それぞれの責任と権限を定める。

ホ. 当社及び子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、関係会社管理規則を定め、これを基礎として、グループ各社で規則等を定める。
- b. グループ会社経営基本方針・関係会社管理規則に従い、当社への決裁・報告により関係会社の経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを実施する。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告する。
- c. 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容にコンプライアンス上問題がある場合は、直ちに監査役に報告し、監査役は改善策の策定を求めることができる。
- d. 関連会社の経営管理の所管部署は管理本部とし、グループ会社の管理強化を図る。
- e. グループ会社において、関連法令及びグループ規則等が適正に運用されているかを管理監督するために、内部監査を実施する。

ヘ. 監査役補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役補助の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定するなど、取締役からの独立性を確保する。また、監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- b. 当該使用人の人事異動、人事評価等には監査役の同意を必要とし、当該使用人の業務執行者からの独立性を確保する。また、当該使用人が補助業務をする際の体制を強化し、監査役の指示の実効性を確保する。

ト. 監査役への報告に関する体制

- a. 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役にその都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- b. 内部通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

チ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないよう、内部通報制度規程において規定し、適切に運用する。

リ. 監査役補助の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上するとともに、緊急又は臨時的に支出した費用については、事後、当社に償還を請求できるものとする。

ヌ. その他監査役補助の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役会には社外監査役を含み、公正性及び透明性を担保する。
- b. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- c. 監査役は、会計監査人、内部監査部門及びコンプライアンス統括部署と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- d. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担で弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(2) 内部統制システムの整備状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」を整備し、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討している。その上で、必要に応じて、社内規則等の改定や業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させている。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視している。また、内部統制部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規則等に違反していないかを検証している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社、ストライダーズ・グループは「企業行動憲章」、「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然として対応を取ることを「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に明記し、グループ全社に対して公開周知徹底を行っております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の主要拠点に反社会的勢力への対応を統括する部署(対応統括部署)を設け、不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的 勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

ロ. 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

ニ. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事例集等を作成し、社内各部に配布しています。

ホ. 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有し、また、社内及び当社のグループ会社において研修会を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

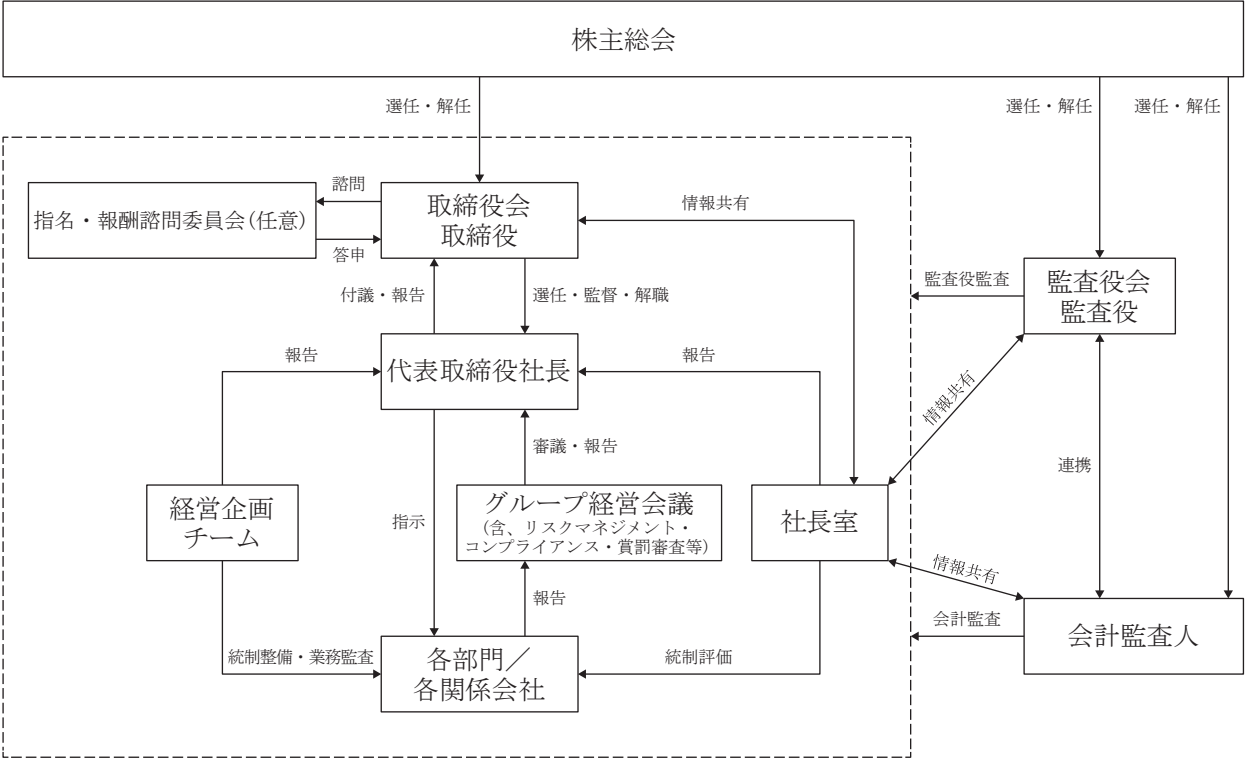
当社は、重要事実に係る情報の管理等について「情報管理に対するセキュリティ基本方針」、「内部者取引管理規程」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。重要な経営情報の適時開示にあたっては、グループ経営会議での協議及び社長、場合によっては取締役会の決定の後、上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しております。

情報の取り扱いについては、「情報管理に対するセキュリティ基本方針」及び「内部者取引管理規程」に基づき、各組織の長が、当該組織に係る経営情報の管理を行っております。

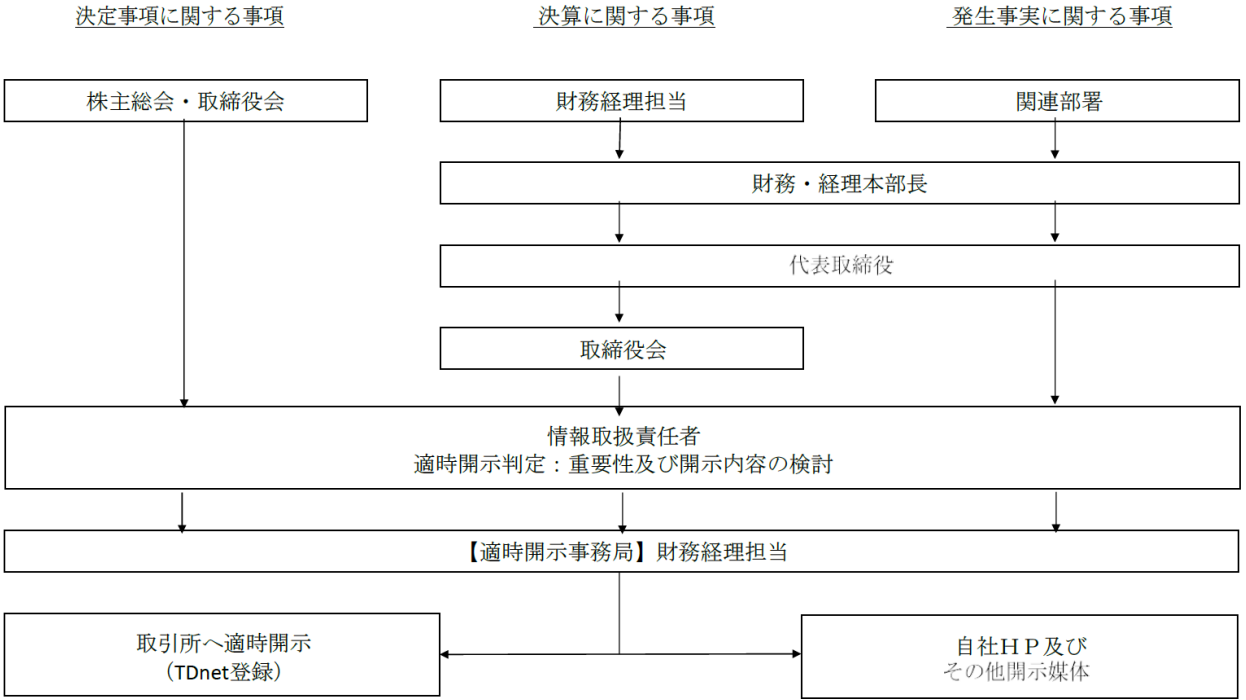
適時開示に該当すると思われる重要な情報の開示については、グループ経営会議の協議を経て、社長、場合によっては取締役会の決定を得ております。その際、適時開示規則に照らし開示義務がない場合でも、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合等にも、社長の決定を得た後、開示することがあります。

なお、情報の取り扱いに関する啓発については、グループ全社員に対して、定期的に研修を実施するとともに、公表前の重要事実の取り扱いについては、「内部者取引管理規程」に基づき、情報管理を徹底しております。今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただくなどしながら、より効率性、透明性の高い経営体制を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取り組みを行ってまいります。

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



スキルマトリクス表

	企業経営	事業投資	インキュベーション	サステナビリティ	グローバルビジネス	人的資本	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスク管理
早川良太郎	○	○		○	○	○			
早川良一	○	○			○				
宮村幸一	○		○						
李智賢	○			○	○	○			
村瀬晶久	○		○				○	○	
亀井孝衛		○					○	○	○
本田琢磨		○					○		○